

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省30-1-4)

政策名	1 経済産業	施策名	1-4 基準認証			
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進する。					
達成すべき目標	<p>○我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場を創出する。</p> <p>○国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,953	2,706	2,965	2,860
		補正予算(b)	▲ 10	▲ 22	▲ 4	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,943	2,684	2,961	
執行額(百万円)	2,792	2,420	2,668			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化官民戦略(平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定)</li> <li>・知的財産政策ビジョン(平成25年6月7日知的財産戦略本部決定)</li> <li>・科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年度6月2日閣議決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年度6月15日閣議決定)</li> <li>・未来投資戦略2018(平成29年6月15日閣議決定)</li> <li>・知的財産推進計画2018(平成30年6月12日知的財産戦略本部決定)</li> </ul>					

測定指標	1	標準化機関における幹事国引受数(件)	基準値	実績値				目標値	達成
			22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
			78	97	100	101	102	-	100
	年度ごとの目標値			95	96	100	100		達成
	2	「新市場創造型標準化制度」活用等による標準化の件数	基準値	実績値				目標値	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
0			0	5	11	19	-	100(累計)	
年度ごとの目標値			-	5	15	35	65	未達成	

参考指標	1	ISO・IECへの国際標準提案件数【3ヶ年平均】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	145	156	165	154	140	134	-
	2	工業標準の制定及び改正の件数【当該年度】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	547	501	534	517	489	559	-
	3	JISマーク認証契約数【当該年度】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	8792	8,692	8,727	8,629	8,533	8,566	-
	4	知的基盤の整備数(計量標準)【累計】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	661	731	744	874	904	909	-
	5	知的基盤の整備数(微生物遺伝資源)【累計】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	84885	87,313	89,486	91,019	91,500	92,528	-
	6	計量士の登録件数【当該年度】	基準値	実績値						
			-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
			-	687	605	587	583	603	571	-

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>「標準化機関における幹事国引受件数」が、平成30年度末現在で102件(ドイツ、アメリカについて世界第3位の水準)となり、平成30年度に100件としていた目標を達成。</p> <p>「新市場創造型標準化制度活用等による標準化の件数」については、制度活用の相談件数は増加したものの、具体的に標準化に至る案件数が少なかったこと、また、標準の策定までには一定の期間を要することから、目標未達成となったが、標準化の策定まで至らないものの、本制度を活用して標準化を進めている案件数は、別途19件あり、目標に向けて順調に推移しているため、相当程度進展ありとした。</p>
評価結果	施策の分析	<p>我が国企業の競争優位を強固にするため、引き続き、産業競争力強化に資する規格等の策定を戦略的に進めた。具体的な取り組み事例は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の自動運転技術のうち、「車道境界逸脱防止システム」に関し、我が国企業の開発した技術が適正に評価され、また、市場別に異なる方法での試験・評価を求められないようにするため、日本が主導的に提案したものが平成30年8月にISO規格として発行された。予防安全機能を搭載した自動車製品の普及及び交通事故の減少が期待される。</li> <li>・少子高齢化による労働力不足解決のため、空港や介護施設等で、案内・介護ロボットが実用化されている。人とロボットの安全共存に向けて、ロボットの安全性確保に係る管理や運用に関する要求事項を体系化・審議し、JISの申出を行った(JIS制定は令和元年5月)。今後、規格を国際提案することで、諸外国における日本発のロボット市場の創出・拡大が期待される。</li> <li>・環境分野では、海洋生分解性プラスチックの市場拡大に向け、機能評価に関する国際標準提案を目指し、関係各国と戦略的に対応している。また、企業活動の評価にまで標準化の対象が拡大しており、ルールが形成の重要性に鑑み、サステナブルファイナンス・シェアリングエコノミーといった分野の国際提案を目指して議論をしている。</li> <li>・人工知能分野では、AI及びAIシステムの機能・性能に揺らぎ等が生じることがあり、発注者と受注者との間で機能・性能が定義しきれない課題がある。データの生成から解析、活用までの事例を収集し、信頼性確保に必要な尺度等に関するAIの国際標準化を目指して議論をしている。</li> </ul> <p>また、平成30年通常国会に不正競争防止法等の一部を改正する法律案を提出の上、同年5月に成立、可決、交付された。今回の改正では、工業標準化法(JIS法)について、①日本工業規格(JIS)の対象分野の拡大、②JIS制定の迅速化、③JISマーク表示制度における違反に対する罰則の強化、④国際標準化の促進、の措置を講じた。</p> <p>「知的基盤の整備」については、今後、コネクテッドインダストリーズやエネルギー転換・脱炭素化、国土強靱化に向けた防災・減災対策及び安心・安全な社会づくりに向けたニーズに的確に応えるため、データの取得・共有及び蓄積されたデータの円滑な利用の在り方等、新たな知的基盤整備計画を策定するための検討を進めた。</p> <p>「計量制度」については、平成28年11月の計量行政審議会を取りまとめられた答申に基づき、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の3つの視点による制度見直しを着実に進めるため、必要な政省令の改正や運用体制の構築に取り組んだ。</p>
次期目標等への反映の方向性		国際社会における新興国の存在感の高まりに伴い、各国の標準化活動主導権争いが激化している。官民連携体制を強化し、国際標準化のための戦略や推進体制の議論等を行い、必要な見直しを検討していく。
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業技術環境局調査、国際標準化機構及び国際電気標準会議の公表情報	
担当部局名	産業技術環境局基準認証政策課	政策評価実施時期 令和元年8月